

平成30年度東京大学光イノベーション基金奨学金募集要項

1. 趣旨

光科学関連の企業各社^(注)の寄付による「東京大学光イノベーション基金」に基づき、先端光科学領域の研究に従事する大学院学生のうち特に優秀な者に対し、「東京大学光イノベーション基金奨学金」を支給することにより、その学術研究への取組みを支援するとともに、国際的な人材育成にも資することとする。

2. 先端光科学領域の研究に従事する大学院学生の定義

この要項において「先端光科学領域の研究に従事する大学院学生」とは、光そのもの並びに光と物質との相互作用に関連する先端光科学研究に従事する大学院学生とする。

3. 応募資格

大学院修士課程2年（平成30年4月現在）に在籍する学生のうち特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。ただし、東京大学外国人留学生特別奨学制度（東大フェローシップ）の受給者は除く。

4. 募集人数

若干名

5. 支給金額

月額 150,000円

6. 支給期間

平成30年4月から平成31年3月（平成30年4月分から遡って支給する。）

7. 奨学金の申請

申請者は、提出期間に下記の書類を本部奨学厚生課に提出する。

提出期間：平成30年4月13日（金）～5月18日（金）午後5時00分まで（厳守）

申請書類：(1) 奨学金申請書（写真貼付）

(2) 研究業績申請書（論文発表、学会発表、特許出願、受賞など。本人の貢献度を%表示すること。）

(3) 指導教員の推薦書

(4) 成績証明書（修士課程分）

(5) 採用結果通知用封筒（長3・水色）

なお、申請書類は本部奨学厚生課奨学チーム（学生支援センター1階）で配付する。また、本学ホームページ(http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_10_j.html)

でダウンロードすることもできる。

8．受給者の決定

受給者の決定は、東京大学光イノベーション基金奨学金運営委員会における審査を経て、奨学厚生担当理事（以下、「理事」という）が行い、6月下旬までに本人に通知する。

9．奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

10．奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（1月以上にわたり日本を離れる場合も含む。）する場合は、速やかにこれを証する書類を本部奨学厚生課奨学チーム（以下、「奨学チーム」という）に届け出るものとし、奨学金の支給を休止する。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、指導教員を経て支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

11．奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

12．奨学金の返納

受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させる。

13．奨学金の辞退

受給者は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

14．異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。

(2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 5 . 報告書の提出

受給者は、1 1 月末に研究経過報告書及び年度末に終了報告書を指導教員の承認を経て、奨学チームに提出しなければならない。

(注) :

第 2 期賛助企業 (平成 27 年度 ~)

ウシオ電機株式会社、シグマ光機株式会社、株式会社東芝、日亜化学工業株式会社、
浜松ホトニクス株式会社、

第 1 期賛助企業 (平成 20 年度 ~ 平成 27 年度)

ウシオ電機株式会社、オムロン株式会社、オリンパス株式会社、シグマ光機株式会社、
日亜化学工業株式会社、浜松ホトニクス株式会社、株式会社ブイ・テクノロジー、
富士フイルム株式会社

| |
|---|
| 問合せ先 本部奨学厚生課奨学チーム 電話 03-5841-2543 |
|---|